

日本アセアンセンター様主催
『インドネシアのオムニバス法実施規則をどう読むか』

投資ネガティブリストから 投資プライオリティリストへ

「投資事業分野に関する大統領令2021年第10号」とインドネシア投資の新ステージ

March 26, 2021

インドネシア投資調整庁 (BKPM)
投資促進政策アドバイザー/JICA専門家
本間 久美子

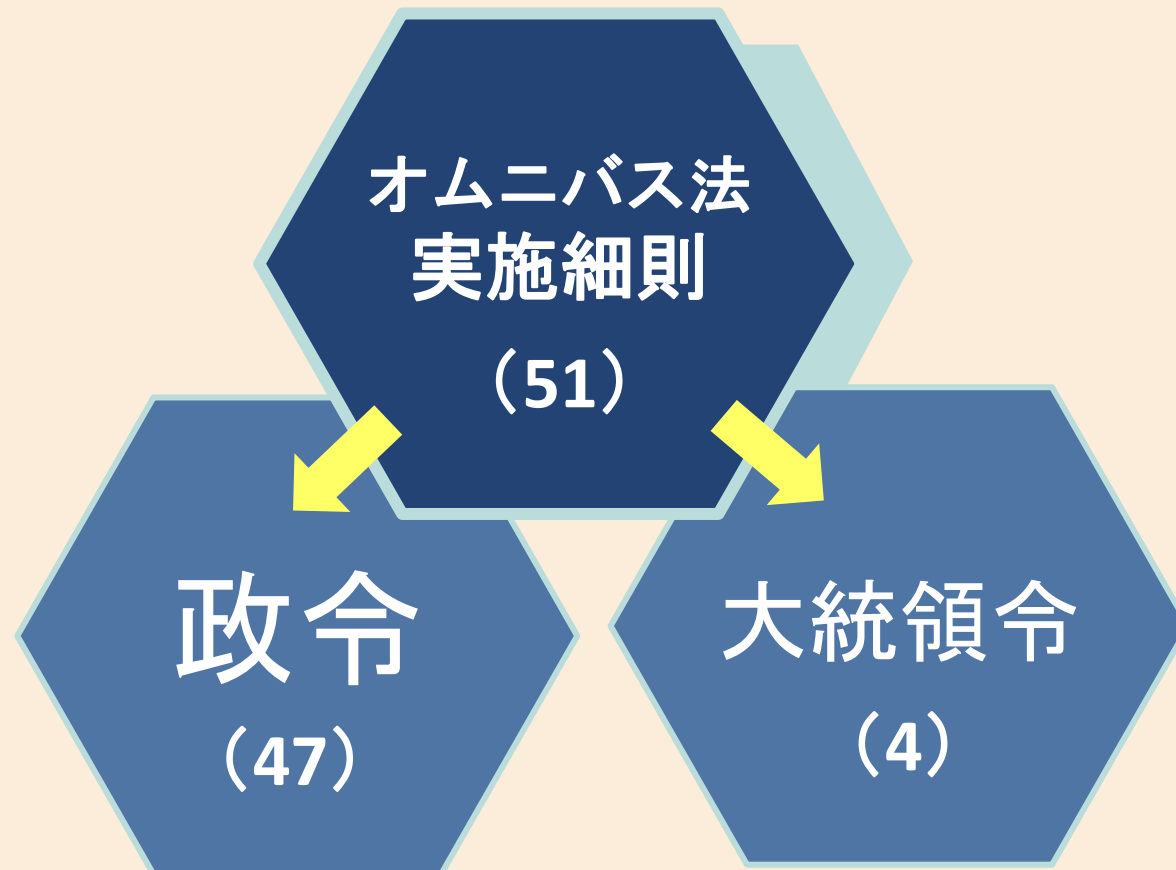
投資ネガティブリストから ➡ 投資プライオリティリストへ

本日の構成

1. はじめに：オムニバス法と投資プライオリティリストの関係
2. 投資プライオリティリスト法令概要
3. 投資プライオリティリストの構成
4. 投資プライオリティリスト「本文」のポイント(1)(2)
5. 投資プライオリティリスト「添付リスト」のポイント(1)(2)(3)
6. リスクベースアプローチに関する政令との関係
7. まとめ

1. はじめに：オムニバス法と投資プライオリティリストの関係

オムニバス法



オムニバス法（雇用創出法2020年第11号）
実施細則：51本（政令47本+大統領令4本）



投資事業許可と直接関係する実施細則

- 1) リスクベース事業許可実施に関する政令2021年第5号
- 2) 地方での事業許可実施に関する政令2021年第6号
- 3) 中小零細企業・協同組合の強化・保護・簡素化に関する政令2021年第7号
- 4) 投資事業分野に関する大統領令2021年第10号（投資プライオリティリスト）

2. 投資プライオリティリスト法令概要

【法令名】	『投資事業分野に関する大統領令2021年第10号』 “Peraturan Presiden Nomor 10 Tahun 2021 tentang Bidang Usaha Penanaman Modal”
【法制化日】	2021年2月2日
【施行日】	法制化されてから30日

オムニバス法の
細則の一つ
労働でなく投資関係

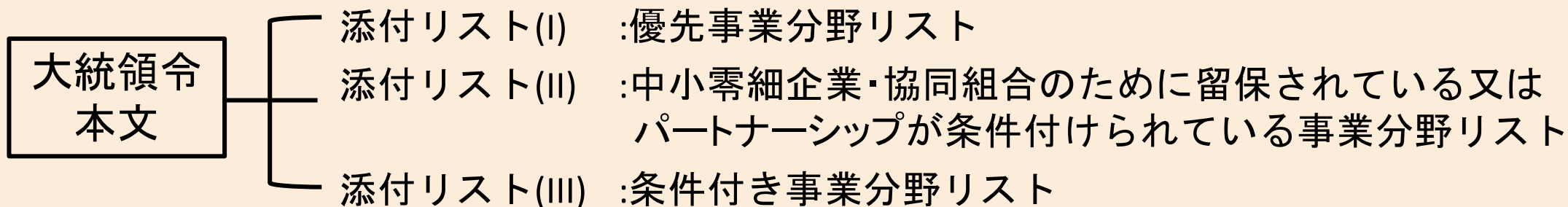
【この大統領令公布に伴い、**取り消された法令**】

- 1) 『投資分野に閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野整備の基準及び条件に関する大統領令2007年第76号』
- 2) 『投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領令2016年第44号』



通称『投資ネガティブリスト』

3. 投資プライオリティリストの構成



構成	投資 プライオリティ リスト	投資 ネガティブ リスト
大統領令本文	○	○
【添付(I)】 優先(プライオリティ)事業分野リスト	245事業分野	N.A(別規定)
【添付(II)】 中小零細企業・協同組合のために留保されている又はパートナーシップが条件付けられている事業分野リスト	89事業分野	145事業分野
【添付(III)】 条件付き事業分野リスト	46事業分野	350事業分野

→「ネガティブ」から「プライオリティ」重視へ

4. 投資プライオリティリスト本文のポイント(1)

民間企業が

投資ができる
事業分野
(第3条)

外資におすすめの
チェック手順

1. 添付リストIII
2. 添付リストII
3. 添付リストI

(1) 優先事業分野 (添付リストI)

→ 優遇措置の対象となる事業分野をリスト化。ここには外資は投資できない事業分野も含まれているので要注意。

(2) 中小零細企業・協同組合のために留保されている又はパートナーシップが条件付けられている事業分野 (添付リストII)

→ 「留保されている」事業分野は外資は投資できない。
→ 「パートナーシップ」事業分野は外資100%でも可。

(3) 条件つき事業分野 (添付リストIII)

→ 外資出資比率の上限等を記載(従来のネガティブリストと同様)

(4) 上記(1)~(3)に含まれない事業分野

→ 添付リストで言及がない事業分野は内・外資とも投資できる。

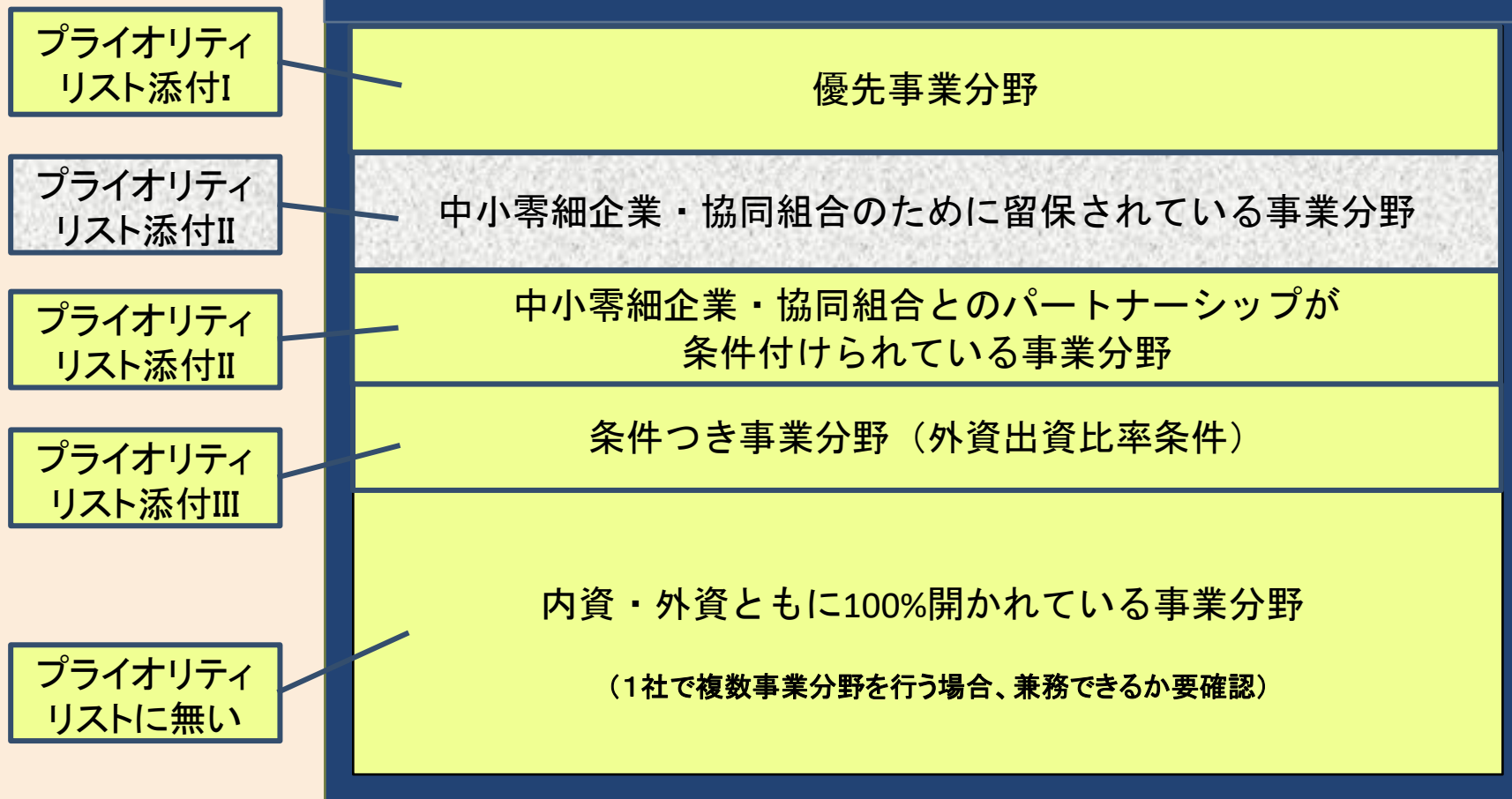
民間企業は

投資ができない
事業分野 (第2条)

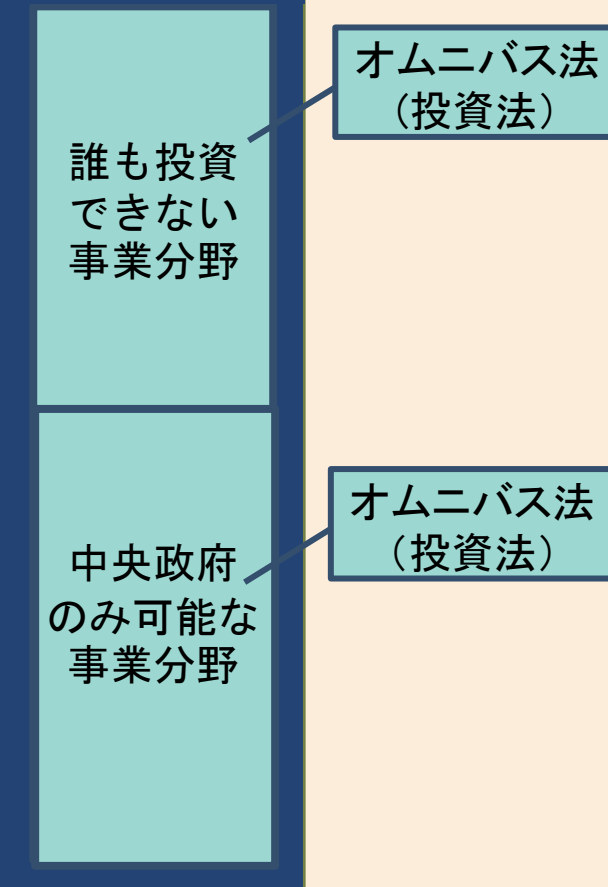
- (1) 投資に対して閉じられている事業分野 (例: 麻薬栽培、カジノ、化学兵器製造)
- (2) 中央政府のみに開かれている事業分野

(ご参考) どの法令を見ると当該事業分野がわかるのか

(民間企業が) 投資できる事業分野



投資できない事業分野



外資参入可能

内資のみ

民間投資不可

4. 投資プライオリティリスト本文のポイント(2)

個々の事業分野にかかる条件チェックの前にまずは外資企業全体に共通する要件を確認！

外資企業に対する共通要件

第7条

「外資企業＝大企業（大規模事業者）」

※ 日本国内では「中小企業」に区分される企業であっても、インドネシアにおいては外資企業はすべて「大企業」に分類される（政令2021年第7号35条参照）

第7条

「外資企業の最低投資額は100億ルピア超」

※ 土地・建物を除く。会社ごとではなく **事業分野(KBLI)** ごとに100億ルピア超の投資額

第6条

「進出済み企業にはグランドファーザールール適用」

※ 本大統領令より前に許認可取得済みの事業は、既存の事業要件が保証される。ただし、今回更に要件が緩和された場合は緩和された方に合わせることができる

(ご参考) インドネシア標準産業分類 (KBLI)



↑KBLI辞典
のようなもの
(約700頁)

5ケタのKBLI
= 1事業分野
= 100億ルピア

当該KBLIに含
まれる事業内
容の説明

4530	PERDAGANGAN SUKU CADANG DAN AKSESORI MOBIL Subgolongan ini mencakup : - Perdagangan besar dan eceran semua jenis komponen, suku cadang, persediaan, perlengkapan dan aksesoris untuk mobil, seperti karet ban dan ban dalam, busi mobil, baterai (aki), perlengkapan lampu dan bagian-bagian kelistrikan mobil Subgolongan ini tidak mencakup : - Perdagangan eceran bahan bakar mobil, lihat 4730	4530 CAR SPARE PARTS AND ACCESSORIES TRADE
45301	PERDAGANGAN BESAR SUKU CADANG DAN AKSESORI MOBIL Kelompok ini mencakup usaha perdagangan besar berbagai suku cadang, komponen dan aksesoris mobil yang terpisah dari perdagangannya, seperti karet ban dan ban dalam, busi mobil, baterai (aki), perlengkapan lampu dan bagian-bagian kelistrikan.	45301 CAR SPARE PARTS AND ACCESSORIES WHOLESALE
45302	PERDAGANGAN ECERAN SUKU CADANG DAN AKSESORI MOBIL Kelompok ini mencakup usaha penjualan eceran berbagai suku cadang, komponen dan aksesoris mobil yang terpisah dari perdagangannya, seperti karet ban dan ban dalam, busi mobil, baterai (aki), perlengkapan lampu dan bagian-bagian kelistrikan.	45302 CAR SPARE PARTS AND ACCESSORIES RETAIL
454	PERDAGANGAN, REPARASI DAN PERAWATAN SEPEDA MOTOR DAN PERDAGANGAN SUKU CADANG DAN AKSESORINYA Golongan ini mencakup perdagangan besar dan eceran sepeda motor dan moped serta suku cadang dan aksesorinya. Termasuk juga reparasi dan perawatan sepeda motor dan moped. Tidak dicakup disini perdagangan dan	454 TRADE, REPAIR AND MAINTENANCE OF MOTORCYCLES AND TRADE OF SPARE PARTS AND ACCESSORIES

5. 投資プライオリティリスト添付リストのポイント(1)

添付リストIII：条件つき事業分野リスト			
No	事業分野	KBLI 2020 標準産業 分類	条件
1	牛肉煮込みルンダン製造	10750	内資100%
2	観光用国内海運	50113	外資最大49%
3	商用定期航空輸送	51101	外資最大49%、内資保有率は外資保有率全体より大きいこと（シングル・マジョリティ）
4	新聞、雑誌、会報の発行（プレス）	58130	設立時は内資100%、事業の追加・発展時に外資最大49%（資本市場を通じて）

当該KBLIの中で、本条件の対象となる事業範囲を特定

(例: 10750は加工食品全般、うちルンダンに限定して内資100%)

添付IIIに記載のないKBLIは外資100%で事業可能？

5ケタの事業別コード
※従来は「KBLI 2017」だったが
今後は「KBLI 2020」を適用

投資プライオリティリストで規定する「条件」は基本的に「外資出資比率」

添付リストIIを確認してから...

5. 投資プライオリティリスト添付リストのポイント(2)

添付リストII：中小零細企業・協同組合のために留保されている又は
パートナーシップが条件付けられている事業分野リスト

No	事業分野	KBLI	中小零細企業・協同組合に留保されている	パートナーシップ	セクター
1	二輪の修理及びメンテナンスサービス (二輪販売事業と統合されている場合は除く)	45407	✓		工業
2	小売業 (ミニマーケット)	47111	✓		商業
3	水産物のマーケティング、流通、大規模商業、輸出事業	46206		✓	海洋水産省
4	事務機器のレンタル	77394		✓	商業

「中小零細企業・協同組合に留保されている」事業分野とは、**内資100%の事業分野**

「パートナーシップ」が条件づけられている事業分野とは、**外資100%でも可能な事業分野**(添付IIIには記載無し)。ただし、内資企業とのパートナーシップが必要。

パートナーシップって？

パートナーシップの形態は政令2021年第7号参照

(ご参考) 政令2021年第7号

中小零細事業者・協同組合とのパートナーシップ

パートナーシップの目的：小規模零細事業者に対して研修等を通じて技術移転や人材育成を行う

パートナーシップの形態

1	‘Inti-Plasma’
2	サブコントラクト
3	フランチャイズ
4	一般商業
5	ディストリビューション
6	サプライチェーン
7	その他のパートナーシップ

「その他のパートナーシップ」
は少なくとも以下を含む：

- 1) 利益分配
- 2) オペレーション協力
- 3) ジョイントベンチャー
- 4) アウトソーシング

5. 投資プライオリティリスト添付リストのポイント(3)

添付II&IIIで外資が投資できる事業分野だと確認できたら、**優遇措置が受けられるか確認!**

添付リストI: 優先事業分野リスト

	事業分野	KBLI	カバー製品	条件
< Tax Allowance >				
1	プラスチックシート製造	22291	PETフィルム	
< Tax Holiday >				
2	自動車及び自動車主要コンポーネント製造	29300A	4輪以上の電気自動車用 バッテリー製造	
< Investment Allowance >				
3	家電製造	27510	冷蔵庫及び/又は洗濯機	インドネシア全州

「優先事業分野」とは、以下の優遇措置の対象事業分野である;

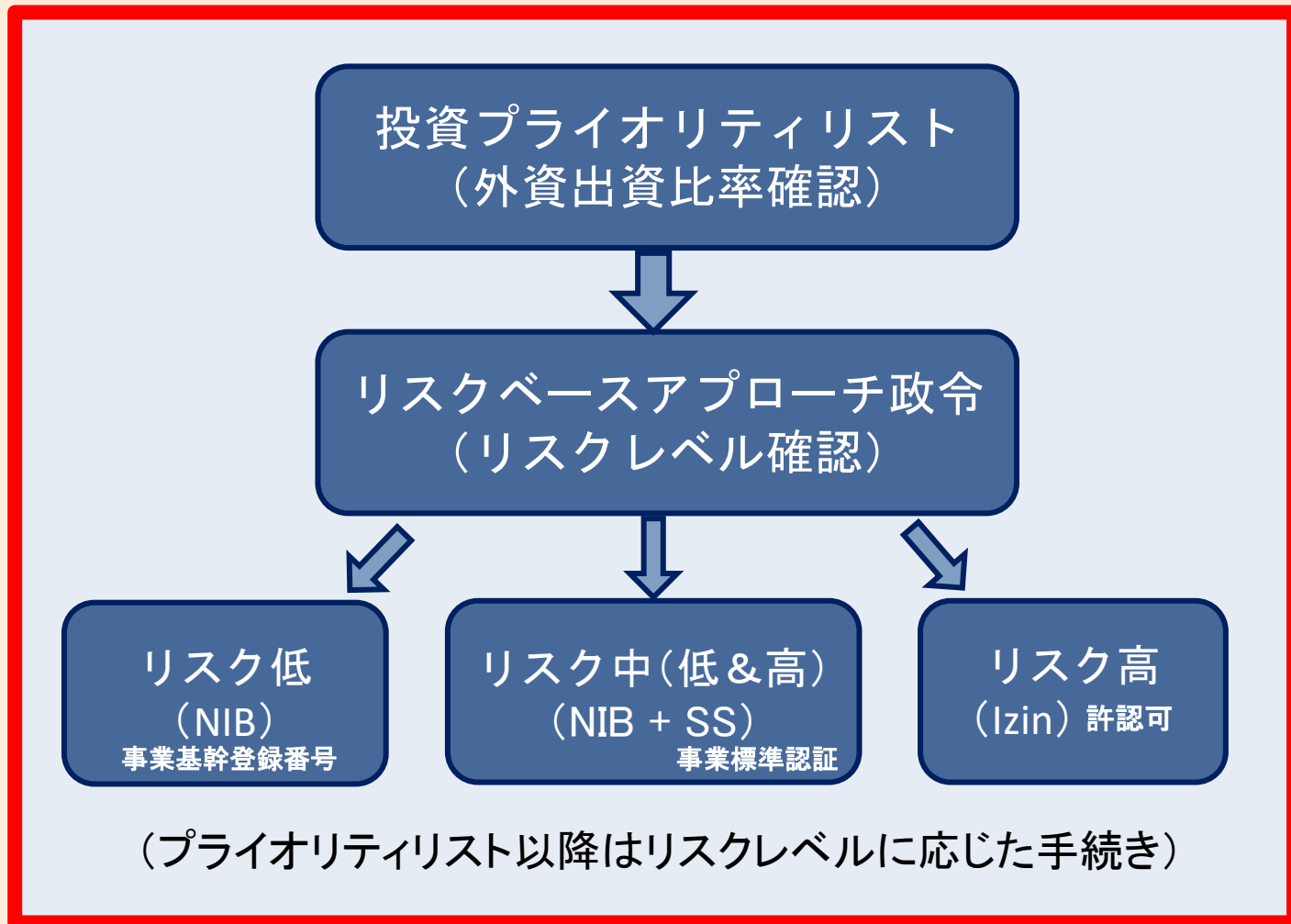
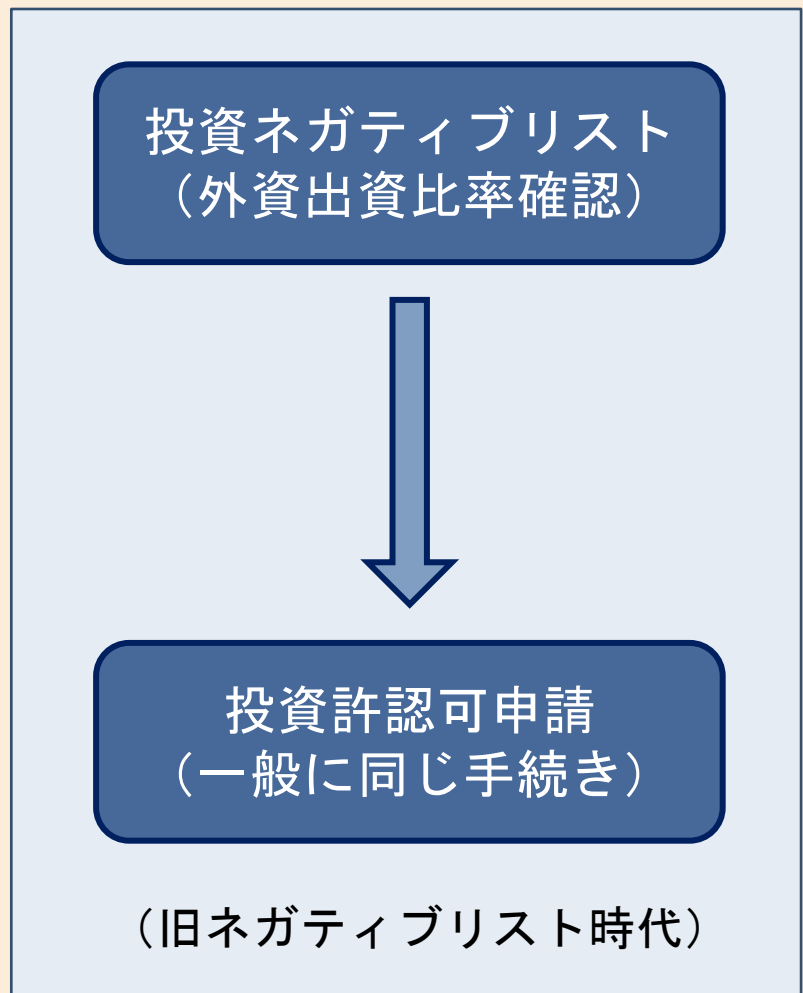
- (1) Tax Allowance
- (2) Tax Holiday
- (3) Investment Allowance

「カバー製品」とは、当該KBLIの事業のうち、この優遇措置の対象となる製品を示している

「条件」とは、この優遇措置を受けられる地域(例:「ジャカルタを除くインドネシア全土」)や、優遇措置を受けるのに必要なこと(例:「技術移転すること」)。

6. リスクベースアプローチに関する政令との関係

【投資プライオリティリスト】+【リスクベースアプローチに関する政令】の**ダブルチェックが必要!**



7. まとめ: 投資ネガティブリストから投資プライオリティリストへ

従来のネガティブリスト(=投資できない又は条件付きの事業分野を規定する)形式をやめて、これらの事業分野を大幅に外資に開放

事業分野の大幅開放に加えて優遇措置の対象事業を同リストに組み込み、情報を統合 →インドネシア政府の投資に対するポジティブなスタンスを明示

事業分野の大幅開放の一方、外資に対する投資金額要件を据え置くことで、全体のバランスを取っている (投資金額の例外要件に一部変更あり→リスクベース政令参照)

従来はネガティブリストに圧倒的重点があったが、大幅開放となったことを受け、政令でのリスクレベルの確認が投資家にとってより重視されていく見込み

ありがとうございました

★投資規制情報メールをご希望の方は下記リンクよりご登録お願いします★

【BKPM-JICA】投資規制情報メーリングリスト登録（日本企業向け）

<https://bit.ly/JICAJDMailingList>

BKPM-JICA Investment Promotion Policy Advisor Office (BKPM Japan Desk)

(Contact) Kumiko HOMMA, Ph.D. : homma.bkpm@gmail.com

Natalie Peleh: natalie.bkpm@gmail.com